

平成28年度鳥取県地域づくり研修企画助成金 募集要項

1 趣旨

地域づくりにおける県内・外の先進・成功地域のノウハウ・スキルを学び、その成果をそれぞれの団体の活動に役立てていただくことを目的として、「平成28年度鳥取県地域づくり研修企画助成金」の交付を希望する団体を募集します。

2 対象となる事業

(1) 研修会及び講演会等

自主的・主体的な地域づくりのために講師・アドバイザー・有識者等を招いて開催する研修会・講演会等

(2) 県外地域及び団体への視察等

県内の地域づくり活動の促進に資する、県外の先進的な取組みを行っている地域及び団体の視察等

(3) 第34回地域づくり団体全国研修交流会 熊本大会への参加

平成28年11月11日(金)～13日(日)に熊本県で開催される第34回地域づくり団体全国研修交流会への参加

3 募集期間、及び助成対象期間、並びに助成金額

募集期間	助成対象となる事業期間	助成金額
平成28年5月10日(火)～ 6月30日(木)	平成28年7月20日(水)～ 平成29年2月28日(火)	上限5万円

*同一年度内に一団体が助成金を受けとられる取組み件数は1件です。

*昨年度実施した「平成27年度鳥取県地域づくり団体活動助成金」の採択団体については、「2 対象となる事業」の(3)のみ対象、(1)、(2)については対象外。

4 採択予定件数

①「2 対象となる事業」の(1)、(2)に該当するものについては10団体程度

②「2 対象となる事業」の(3)については10団体以下

*①、②をあわせて20団体程度を採択予定

5 助成金の対象経費及び対象団体の要件

(1) 助成金の対象経費

項目	例
① 謝金	研修会や講演会等に招く講師や有識者、アドバイザー等の謝金
② 旅費	(i) 講師や有識者、アドバイザー等の旅費(交通費・宿泊費) (ii) 県内外の先進的な取組みを行っている地域や団体等への視察に係る旅費(交通費、宿泊費) (iii) 熊本大会への参加に係る旅費(交通費、宿泊費) *大会参加費、並びに宿泊費以外の現地経費については助成対象外となります。

(2) 対象団体の要件

ア 自主的・主体的に地域づくり活動を行っており、県内に事務所又は活動拠点を有すること(法人格の有無は問わない)

イ 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター(以下「センター」という。)の地域づくり団体に登録、又は募集期間内(平成28年6月30日まで)に登録を完了する団体

ウ 以下の項目に該当する団体ではないこと

a. 行政が交付する補助金、助成金等を当該事業のために受け入れている団体

b. 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体

c. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体

d. 営利を主たる目的とする団体

e. 団体としての実体のないもの

6 応募方法及び審査

(1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- ア 交付申請書（研修会・講演会等は様式第1号、県内外視察・熊本大会は様式第2号）
- イ 事業計画書（様式第3号）
- ウ 収支予算書（様式第4号）
- エ 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるパンフレット及び年間計画の写しなど）
- オ 事業内容に関するもの（チラシ、レジュメなど）

(2) 応募書類の入手方法

鳥取県地域づくり研修企画助成金交付要綱に基づく各様式については、センターのホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、センターの窓口にご相談ください。

(3) 応募書類の提出方法

「3 募集期間」に記載の募集期間内に、センターに提出してください。

書類の提出方法は、窓口への持参または郵送とします。

ただし、交付申請については、法人にあっては代表者印を押印したもの、その他の団体にあっては代表者が押印または氏名を自署したものの原本を提出してください。

なお、募集期間最終日の提出期限は午後6時（必着）とします。

(4) 審査について

募集期間終了後に審査会を開催し、書類審査及び審査員の協議により助成金交付団体を決定します。

<審査の観点>

- ・地域づくり活動における、団体の過去の活動実績
- ・本助成事業実施における成果の波及効果
- ・地域づくり活動における、団体の将来性

審査会は平成28年7月上旬を予定しています。

7 その他

- ①本助成金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び総括を行い、実績報告をすすめるよう努めてください。
- ②事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。
- ③次に掲げる事項が認められた場合には、交付決定を取り消すことがあります。
 - ・応募申請した内容どおりに研修・視察が行われなかった場合
 - ・報告書等の提出等、本助成事業の手続きが行われない場合
- ④本助成事業の振返りや情報共有や交流を兼ねた交流会を平成28年度中に開催しますので、可能な限りご参加ください。

8 窓口・問合せ先

公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター（担当：谷、世瀬）

〒682-0023 鳥取県倉吉市山根557番地1 パープルタウン2階

電話 :0858-24-6460

ファクシミリ:0858-24-6470

電子メール:info@tottori-katsu.net

ホームページ <http://tottori-katsu.net/>